

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 利用停止請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 利用停止請求の趣旨(利用停止を求める箇所)	(き) 担当	(く) 決定	(け)	(こ) 利用停止を行わない理由	(さ) 審査請求日	(し) 審査請求人の主張	(す) 実施機関の主張
					(か) 利用停止請求の理由			利用停止請求に係る保有個人情報				
1	令和元年度諮問受理第6号	令和元年7月10日付け大総務第e-74号	平成31年4月1日	総務局が平成30年3月に作成した『権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について』	作成の理由・根拠が事実でないばかりか私の名誉・人格を毀損している。また、市民の知る権利を著しく不当に奪っている。	総務局行政部行政課(情報公開グループ)	令和元年5月7日付け大総務第e-6号利用停止不承認決定	平成30年3月「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」(以下「本文文書1」という。)	1 本件情報1には、本件利用停止請求者が発言した内容や行動等に関する情報が含まれているところ、実施機関は、公開請求に関する市民サービスの向上や事務の適正な遂行、情報公開制度の適正な運用等を目的として、公開請求の受付や公開実施等の際、公開請求者の発言内容等を収集しているものであって、明確な事務の目的を達成するために必要であると認められる範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集したものである。したがって、条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件情報1には、同項に定める「思想、信条及び宗教に関する 個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。したがって、条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件情報1は、本件利用停止請求者本人から収集した情報で構成されている。したがって、条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件情報1は、本件利用停止請求者から直接書面により収集したものでなく、本件情報1に含まれる個人情報についても、本件利用停止請求者から直接書面により収集したものではない。したがって、条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件情報1は、上記1に記載した目的の範囲内で実施機関の内部で利用しており、事務の目的の範囲を超えて実施機関以外のもに提供していない。したがって、条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のもに提供していない。 6 上記1に記載した目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を保有しておらず、また、本件情報1は、本件利用停止請求者からの公開請求が継続している現状を踏まえ、当面保有する必要があるものであることから、廃棄し、又は消去することはできない。したがって、条例第13条第3項に違反して、個人情報を保有していない。	令和元年6月10日	利用停止不承認通知書を取消し、当該公文書の利用停止、および内容が不正であり無効であることの確認を求める。 身体障害者手帳交付申請に係る①認定基準の隠ぺい②不服申立に対する決定書の不正(前年度に同様案件で利用している文管システム利用せずゲタ版決裁で必要な所属長決裁がない。) ③公印審査が行われておらず不正な公印を使用、④決定に不服ある場合の教示の記載がない。 ⑤理由について、診断書の視野表の状況のみ記載し、所見等についての判断を行っていない。、 ④認定基準(輪状暗点)解釈について、厚労省確認済とした内容の不正等が最初からいきなり私に行われたため真実を知るために、やむを得ず公開請求を行っています。そして、身障等級認定が、認定基準の誤った解釈に基づき行われた可能性高いことが判明しつつあります。 しかし、総務局は平成30年3月「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」を不当に作成し、その後の公開請求すべてを北区に却下決定させ、真実の究明を阻害している。 総務局は、この文書において「Aからの障害認定審査についての不服に端を発する…」としており、その根拠については、R元、5、14付大総務第e-27号で開示決定された「これまでの経過について(福祉局作成)」と「当初の経過(北区作成)」とある。しかし、手帳交付申請から1年数ヶ月は北区が対応しているが「当初の経過(北区作成)」は、9回の対応等年月日とその事実のみで不正の事実・内容等がまったくない。 また、「これまでの経過について(福祉局作成)」についても、3ページ5行目以降に「10度以内とは周辺の視野がなくなり、中心から10度以内のみ視野が残存する状態であると理解でき」とあるが認定基準にないことを「…と理解でき」としている。まさにこのことを厚労省に確認すべきであるのに、わざと確認していない。一方、私と同様に「中心から10度以内に視野がない」ものについて、求心性視野狭窄と認定している案件が各区に多くあることも判明している。このことについてもまったく説明していない。 以上より、総務局が作成の根拠とした「障害認定審査についての不服に端を発する公開請求」や「既に説明は十分に尽くされている」としているのは誤りであること明白である。	本件情報1の収集の妥当性について 北区役所、福祉局及び情報公開グループの職員が審査請求人から提出を受けた文書に記載の情報を収集したことは、公開条例、保護条例、市民の声制度又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づくものであり、個人情報を取り扱う事務の目的は明確にされており、当該事務の目的を達成するために必要であると認められる範囲内で、適正かつ公正な手段により収集したものである。また、北区役所、福祉局及び情報公開グループの職員が、審査請求人への応対時に把握した発言等の行動の状況に係る情報について、日々記録して収集した手段は、本人から直接収集していることから社会通念上不当なものではなく、適正かつ公正なものである。 したがって当庁は、明確な事務の目的を達成するために必要であると認められる範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しているものであり、条例第6条第1項の規定に違反して個人情報を収集していない。 本件情報1は、審査請求人が公文書公開請求、保有個人情報の開示請求、市民の声に係る事務を行うに当たって、北区役所、福祉局及び情報公開グループの職員が、審査請求人から提出を受けた文書から収集した情報及び審査請求人に応対した際に審査請求人が発言した内容や行動から収集した情報であるほか、審査請求人の障がい認定に係る事務を行うに当たって、北区役所及び福祉局の職員が審査請求人から提出を受けた文書から収集した情報や審査請求人に応対した際に審査請求人が発言した内容や行動から収集した情報であり、そもそも条例第6条第2項の規定に定める個人情報は含まれないものである。 本件情報1は、審査請求人が公文書公開請求、保有個人情報の開示請求、市民の声に係る事務を行うに当たって、北区役所、福祉局及び情報公開グループの職員が、審査請求人から提出を受けた文書から収集した情報及び審査請求人に応対した際に審査請求人が発言した内容や行動から収集した情報であるほか、審査請求人の障がい認定に係る事務を行うに当たって、北区役所及び福祉局の職員が審査請求人から提出を受けた文書から収集した情報や審査請求人に応対した際に審査請求人が発言した内容や行動から収集した情報であり、いずれも審査請求人本人から収集した情報であることから、条例第6条第3項の規定に違反して収集されたものではない。 本件決定では、「本件情報1は、本件利用停止請求者から直接書面により収集したものでなく、本件情報1に含まれる個人情報についても、本件利用停止請求者から直接書面により収集したものではない。」としていたが、改めて検討したところ、本件情報1のうち、審査請求人に応対した際に審査請求人が発言した内容や行動から収集した情報は本人から書面により収集した情報ではない。また、本件情報1のうち、審査請求人から提出を受けた文書に記載の情報は、公開条例に基づく公開請求書、保護条例に基づく開示請求書、市民の声の申し出及び身体障害者福祉法に基づく書類に記載の情報であり、各書面に記載された個人情報の利用はそれぞれの事務処理のみに限定されていることから、個人情報を収集する事務の目的はそれぞれ明らかであるから、保護条例第7条第1項第4号に該当し、事務の目的を明示する必要性は認められない。 したがって、本件情報1は条例第7条第1項の規定に違反して収集されたものではない。 本件情報1の利用の妥当性について 本件情報1は、公文書公開請求に対して適切に対応するという情報公開制度の適正な運用を目的として審査請求人による公文書公開請求の権利濫用該当性を検討する事務の一環として作成したものである。 公文書公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公文書公開請求の態様、当庁の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行うことが必要であるから、情報公開グループは本件提出文書の情報を所与の前提として情報公開制度の適正な運用に則っているかを検討するために提出を受けたものであって、情報公開グループが本件情報1を作成する為に本件提出文書を北区役所及び福祉局から提出を受け実施機関内部で利用したことは、情報公開制度の適正な運用という事務の目的の達成に必要な範囲内である。 また、本件情報1は、審査請求人の障がい認定に関わって審査請求人が行った公文書公開請求に関わる情報であって、情報公開制度の適正な運用を確保する目的で審査請求人による公文書公開請求の権利濫用該当性を検討するために利用していることから、公文書公開請求事務の目的の範囲内で当庁の内部で利用しており、また、当該利用目的以外の目的で利用している事実もない。 そして、本件情報1は、情報公開制度の適正な運用を確保する目的で本件請求者による公文書公開請求の権利濫用該当性を検討する事務の一環として北区役所及び福祉局が法的リスクを検討するために行った平成30年3月12日及び同月13日の弁護士相談時に参考資料とされているところであるが、上記目的の範囲内で利用しているのは明らかである。 したがって、本件情報1は、条例第10条第1項に違反して保有個人情報を当庁の内部で利用しておらず、当庁以外の外部のものに提供していない。 本件情報1の保有の妥当性について 審査請求人の障がい認定審査の不服に端を発する公文書公開請求が権利の濫用に該当するかどうかについて検討した内容が記載されている本件情報1は、本件請求日時点において、なお審査請求人からの公文書公開請求が繰り返行われているとともに、審査請求人の公文書公開請求に対する却下決定に係る審査請求の審理手続が進められている現状や、本件情報1の公文書としての保存期間(30年)が満了していないことを踏まえると保有する必要があるものである。 したがって、条例第13条第3項に違反して、本件情報1を保有していない。

